

院外処方箋の疑義照会に係るプロトコル合意書

KKR 高松病院と一般社団法人香川県薬剤師会は、薬剤師法第 23 条及び第 24 条に基づく院外処方箋(麻薬、抗悪性腫瘍剤を除く。)に関する取扱いについて、下記のとおり合意した。

なお、保険薬局における運用にあたっては、患者が不利益を被ることのないよう留意し、必要な説明を行った上で患者の同意を得て実施することとする。

また、合意内容に変更が生じた場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

記

1. 「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」に該当する事項については、疑義照会を不要とする。
2. プロトコル適用後、保険薬局は処方内容の変更を速やかに別紙「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に記入し、FAX にて報告する。
3. 即時性は低いが、処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」を作成し、FAX にて報告する。

本合意の成立を証するため本書 2 通を作成し、記名捺印の上、各 1 通を保有する。

以上

令和 8 年 6 月 17 日

香川県高松市天神前 4 番 18 号

KKR 高松病院

病院長 森 由弘



香川県高松市亀岡町 9 番 20 号

一般社団法人 香川県薬剤師会

会長 山本 和幸

